

2022年12月27日号

★号外★

令和4年12月拡充の助成金

1分でわかる！

会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。
社会保険労務士法人桑原事務所の弘中でございます。

今年も残りわずかとなりましたが、クリスマスや忘年会などの行事も終え、皆様、いよいよラストスパートというところでお忙しいことと思います。さて、今回は令和4年12月から改正・拡充された助成金を二つご紹介したいと思います。まず、業務改善助成金（通常コース）のご案内をいたします。この助成金は、中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。この制度は令和4年12月から拡充され、活用の幅が広がりました。詳しくは以下のURLをご参照ください。

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29656.html

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001021923.pdf>

次に、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）制度拡充のご案内をいたします。

この助成金は生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業の皆様に支援するものです。令和4年12月12日に、制度の拡充が行われています。ただし、こちらの助成金は申請期限が令和4年12月12日から令和5年1月13日までと、非常に短期間となっておりますので、ご注意ください。

詳しくは以下のURLをご参照ください。

厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001022579.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしくお願ひします。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
